

広島県告示第四百九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

江の川漁業協同組合

2 住所

三次市三次町一八五七番地の一

二 免許番号

内水共第四十号、第四十一号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和七年四月二十四日

改 正 後					改 正 前				
(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内において、ウ欄に掲げる規模の範囲でエ欄に掲げる期間内でなければならない。					(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内において、ウ欄に掲げる規模の範囲でエ欄に掲げる期間内でなければならない。				
ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 規 模 (網目は、15センチメートルについてである。)	エ 期 間	ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 規 模 (網目は、15センチメートルについてである。)	エ 期 間
あゆ	(略)	(略)	(略)	(略)	あゆ	(略)	(略)	(略)	(略)
	ちやぐり	40 号の区域	かけ鉤の使用 6 段まで	7 月 1 日から 11 月 30 日まで 但し、山根川 尻より下流両 国橋上流側付 け根まで（入 会区）は9月20 日から <u>10 月 24</u> 日まで		ちやぐり	40 号の区域	かけ鉤の使用 6 段まで	7 月 1 日から 11 月 30 日まで 但し、山根川 尻より下流両 国橋上流側付 け根まで（入 会区）は9月20 日から <u>10 月 19</u> 日まで
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2～3 (略)					2～3 (略)				

改 正 後				改 正 前			
(禁止区域)				(禁止区域)			
第5条 第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法は、それぞれウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。				第5条 第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法は、それぞれウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。			
	ア 区 域	イ 漁具・漁法	ウ 期 間		ア 区 域	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
削除	削除	削除	削除	8	長瀬川における長瀬川と江の川本流合流点から安芸高田市高宮町川根所在の新出井堰までの区域	友釣、投釣、箱・籠づけ、竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から7月20日まで
8～10	(略)	(略)	(略)	9～11	(略)	(略)	(略)
11	江の川における安芸高田市高宮町山根川尻から三次市作木町両国橋上流側までの区域	あゆを目的とした全漁具、漁法	10月25日から11月30日まで	12	江の川における安芸高田市高宮町山根川尻から三次市作木町両国橋上流側までの区域	あゆを目的とした全漁具、漁法	10月20日から11月30日まで
附則 この規則は知事の認可のあった日から施行する。							